

厚木市議会議員又は厚木市長選挙に係る 政治活動用事務所証票についての注意事項

1 厚木市議会議員又は厚木市長選挙に係る政治活動用事務所証票（以下「証票」という。）による表示を必要とする公職の候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所の立札及び看板の類（以下「看板類」という。）について

(1) 看板類は、公職の候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所（以下「事務所」という。）ごとに、その場所において通じて2枚を超えることはできません（交付枚数は、それぞれ6枚以内です）。

(2) 看板類は、政治活動のために使用するものですから、選挙運動にわたる事項の記載はできません。

(3) 看板類は、事務所所在地において使用するものに限られ、事務所以外の場所には掲示できません。

(4) 看板類の大きさは、縦150cm、横40cm以内でなければなりません。なお、看板類に「足」をつけるときは、その「足」も規格に含まれます。

2 証票の取扱いについて

(1) 証票は、盗難防止等のため、四すみをクギ又は針金等でしっかりと固定してください。

(2) 証票は、看板類の公衆から見やすい箇所に掲示してください。

3 証票の再交付について

証票が破損若しくは汚損のため使用できなくなったとき又は証票を紛失したときは、「政治活動用事務所証票再交付申請書」により再交付申請してください。

※ 破損・汚損した証票を返却していただきます。

4 看板類を掲示する事務所の所在地に異動があった場合

明細地図添付のうえ、すみやかに「政治活動用事務所証票異動届」を提出してください。

5 証票の返還について

次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、「政治活動用事務所証票返還届」により、すみやかに証票を返還しなければなりません。

(1) 看板類の掲示をやめたとき

(2) 証票に記載された選挙に係る公職の候補者等又は後援団体でなくなったとき（具体的には、次のア、イの場合に相当します。）

ア 証票の交付に係る選挙の種類を変更したとき

証票の交付に係る選挙の種類を変更した場合には、看板類に係る証票も変更しなければなりません。変更前の選挙に係る証票については返還し、変更後の選挙に係る証票については別途当該事務を管理する選挙管理委員会に交付申請手続きをしてください。

イ 公職の候補者等又は後援団体でなくなったとき

6 その他

(1) 証票の有効期限について

厚木市選挙管理委員会の交付する証票には、有効期限はありません。

(2) 明細地図の添付について

設置、異動届を提出するときは、必ず明細地図を添付してください。

(3) 証票に関する問い合わせ先

厚木市選挙管理委員会

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 Tel.046-225-2490